

## 第一百八十九回

## 参議院文教科学委員会会議録第十五号

平成二十七年六月十八日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 水落敏栄君  
理 事 石井 浩郎君  
二之湯武史君  
神本美恵子君  
斎藤 嘉隆君

水落 敏栄君  
赤池 誠章君  
衛藤 基一君  
橋本 聖子君  
藤井 基之君  
堀内 恒夫君  
丸山 和也君  
吉田 博美君  
樺葉賀津也君  
那谷屋正義君  
森本 真治君  
秋野 公造君  
新妻 秀規君  
柴田 巧君  
田村 智子君  
松沢 成文君  
文部科学副大臣 藤井 基之君  
文部科学副大臣 美濃部寿彦君

委員

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。  
○委員長(水落敏栄君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十時二分散会

○國務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました國立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
この法律案は、近年、イノベーションを支える基礎として量子科学技術の重要性が高まる中、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、研究分野としての親和性が高く、重粒子線がん治療など量子科学技術に関して国際的にも高い優位性を有する放射線医学総合研究所に集約することで、新たに量子科学技術の推進を担う研究開発法人とするためのものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法人の名称を、國立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改めます。

第二に、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行ふことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加します。

第三に、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加します。

なお、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとしておりま

○國務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました國立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一 部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
この法律案は、近年、イノベーションを支える基礎として量子科学技術の重要性が高まる中、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、研究分野としての親和性が高く、重粒子線がん治療など量子科学技術に関して国際的にも高い優位性を有する放射線医学総合研究所に集約することで、新たに量子科学技術の推進を担う研究開発法人とするためのものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、法人の名称を、國立研究開発法人量子科学技術研究開発機

第二十条中「研究所」を「機構」に改め、同条第一号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第二十三条とする。

第十九条中「第十二条」を「第十四条」に改め、

同条を第二十二条とする。

第十八条中「研究所」を「機構」に改め、第四

章中同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を

加える。

(國家公務員宿舎法の適用除外)

第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法

律第百十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第十七条第一項中「研究所」を「機構」に改め、

同項第二号及び第三号中「第十四条」を「第十六

条」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条第一項中「研究所」を「機構」に改め、

同条第二号中「第一号」を「第二号」に改め、

同条第六号中「第一号」を「第二号」に改め、

同号を同条第七号とし、同条第五号中「放射線によ

る」を「量子科学技術に関する技術者(放射線によ

る」に改め、「技術者」の下に「を含む。」を加

え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「放射

線の人体」を「量子科学技術に関する研究者(放

射線の人体」に改め、「研究者」の下に「を含む。」

を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「研

究所」を「機構」に改め、同号を同条第四号とし、

同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号

を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、

同号を同条第一号とし、同条第一号を同条第二号とし、

同号を同条第一号とし、同号を同条第一号とし、

同号を同条第一号とし、同号を同条第一号とし



る者（同日において文部科学省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続  
いて機構の役職員となる場合であつて、かつ、  
当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期  
限内に同項の申出を行わなかつた場合には、當  
該役職員は、國家公務員共済組合法の適用につ  
いては、施行日の前日に退職（同法第二条第一  
項第四号に規定する退職をいう。）をしたものと  
みなす。

(機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

			又は の他の
員を 若しくは職員を	（原子力機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）を含む。以下この号において同じ。）又は 子力機構」という。)を含む。以下の項において同じ。) の他の	(原子力機構を含む。)の組織	したこと
の他の役員 若しくは職員	させたこと	したこと (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 (平成十六年法律第百五十五号) 又は原子力機構 (国立 研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する 法律 (平成二十七年法律第 号) の施行の日前のものに限る。第五十条の六において同じ。)が定めていた業 務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則に違 反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同 じ。)	させたこと (原子力機構の役員又は職員にこの法律、國 立研究開発法人日本原子力研究開発機構法若しくは他の 法令又は原子力機構が定める業務方法書、第四十九条に 規定する規程その他の規則に違反する職務上の行為をさ せること又はさせたことを含む。次条において同じ。)

る。  
(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部  
改正)

第八条 次に掲げる法律の規定中国立研究開発法人放射線医学総合研究所の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)

別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第一

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法  
の一部改正)

第九条 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法の一部を次のように改正する。

第十条 第二項中「七人」を「六人」に改める。

第十七条第一項中「次の業務」の下に「第一号及び第二号に掲げる業務にあつては、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法(平成十一年法律第百七十六号)第十六条第一号に掲げる業務に属するものを除く。」を加える。

(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十一条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第六項中「引き続き当該施行日後の研究所等」の下に「(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第十六号)による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に改める。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十二条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号を次のように改める。

七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構